

群馬県の魅力発信広報紙「tsulunos PLUS」企画・製作業務仕様書

1 委託業務の名称

群馬県の魅力発信広報紙「tsulunos PLUS」企画・製作業務

2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 発行の目的・効果

紙面を通して群馬県の魅力を発信し、県民が群馬の良さに気付くことで、本県への愛着を深め、自ら積極的に発信したくなるような機運醸成、県民の誇り醸成に繋げることを目指す。紙面と動画やSNS等を連携させ、動画の視聴からも紙面への誘導を図るなど、相乗効果で読者層の拡大を図る。

4 規格等概要

(1) 紙面規格

- ・タブロイド判2枚（8ページ）フルカラー
- ・左開きで編集（原則横書き）
- ・紙質 再生紙、46kg以上、古紙配合率70%以上、白色度68%以上

(2) 発行回数 年4回（令和8年6月号、9月号、12月号、令和9年3月号）

※県政広報紙「ぐんま広報」（第1日曜日発行）の中に折り込まれます

(3) 納入期限 概ね各発行日の約10日前まで

(4) 納入形態・納入品

印刷用PDFデータ、県ホームページ掲載用データファイル、保存用データファイル

5 実施業務

(1) 企画・監修

- ・企画から製作まで、群馬県の監修の下、委託業者が行う。

(2) 編集会議の実施

- ・製作内容については、委託業者からの提案に基づき、県で検討後、県と委託業者で開く編集会議で決定するものとする。開催は発行月の3カ月前の25日頃までを目途とし（6月号については、事業者決定後に調整する）、会議の開催日時・場所は、その都度県が指定する。
- ・編集会議は刊行毎に1回行う。

(3) 取材・原稿データ作成

- ・委託業者は、編集会議での決定に基づき取材・編集を行い、原稿データを作成する。
- ・委託業者は、編集に必要な写真・動画の撮影の他、イラスト・カットなどの作成を行う。なお、委託業務には写真・動画撮影・原稿作成のための取材先・県関係機関等との調整、原稿の校正などを含むものとする。
- ・委託業者は、県との協議に基づく期日までに編集を行い、作成した原稿案を県に提出し、監修を受けるものとする。

- ・監修後は、印刷原稿を県の指定する期日までに県の指定する印刷業者（以降、印刷業者という）に納品する。納品後、原稿を修正する必要が生じた場合は、印刷業者と協議の上、速やかに修正を行う。

(4) 成果品の納入

- ・県の指定する期日までに、「印刷用 PDF データ」を納入する。併せて「県ホームページ掲載用データファイル」（注1）を作成し、発行日の約10日前までにデータを納品する。また、発行後10日以内に「保存用データファイル」（注2）を県に提出する。

(※1) 県ホームページ掲載用データファイル

- ・校了原稿を PDF 形式で出力したファイル1（ページごとに作成する。フォントの情報を埋め込む（エンベッドする）こと。容量は各ページ1メガバイト以下。）
- ・校了原稿を PDF 形式で出力したファイル2（全ページを1ファイルにして作成。フォントの情報を埋め込む（エンベッドする）こと。容量は概ね3～4メガバイト程度）
- ・校了原稿から文字データを抽出したファイル
- ・校了原稿に使用した画像・イラスト・カットのデータ（素材ごとにファイルを作成し、容量は各100キロバイト以下）
- ・県の担当者あて電子メールにて送付する

(※2) 保存用データファイル

- ・校了原稿を PDF 形式で出力したファイル3（フォントの情報を埋め込む（エンベッドする）こと。容量は概ね各5メガバイト以上のもの）
- ・上記（注2）で作成した画像・イラスト・カットなどのデータ（素材ごとにファイルを作成、容量の調整は不要）
- ・DVD-R の媒体に記録して納入

(5) 納入場所

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課及び印刷業者（別途指定）

(6) 検査期日 納入を受けた日

(7) 実績報告書 納入の際に併せて提出

6 企画・製作内容

(1) 県民の誇りの醸成に繋がる紙面

群馬の魅力を深掘りして発信することで県民が改めて群馬の良さに気付き、本県への愛着を深め、自ら発信したくなるようなものとする。

(2) 幅広い世代をつなぐ紙面

「紙世代とネット世代をつなぐ」・「県政と県民をつなぐ」役割を担うコンテンツとして、動画やSNS等と連携させた紙面により、幅広い層に興味を持ってもらい、紙面では伝えきれない魅力や情報、またスマートフォンが苦手な方向けに操作方法等を分かりやすく伝えるものとする。

(3) 多くの人に読まれる紙面

紙媒体ならではの良さ、多くの人に読んでもらうためのアイディアが表現されているものとする。

(4) 表紙

「ぐんま広報」とは別の紙面であることが分かり、かつ群馬県の魅力を発信する季刊広報紙のコンセプトが伝わるようなデザイン（「ぐんま広報」に折り込まれるため）でインパクトがあるもの

(5) 必須内容

- ①メイン紙面として、上記(1)、(3)の内容を含めぐんまの魅力を深掘りした内容、県民に新発見・再発見を伝える内容を検討すること。

【一例】

- ・世界に誇れるぐんま（ぐんまの自然、恵み、物産、グルメ等）
- ・来て・見て！ぐんまのいいとこ
- ・もっと知りたいぐんまの魅力
- ・教えたい・伝えたい～各世代、県民同士、行政との交流～（県産食材の魅力、おすすめスポット（花、夜景、公園、遊び場等））
- ・群馬の歴史上の人物（こんな人物知らなかった、すごい人がいたのだ、知っていたけどそこまでとは、等）
- ・県外視点の切り口による企画（県外在住の群馬県出身者が、「実はこれ（食品・商品等）、群馬だったの？」と感じるような、意外性のある内容）

- ②上記（2）の内容を含め、スマートフォンが苦手な方向けに操作方法等を分かりやすく伝えるページ。原則として、過去のtsulunos PLUSで取り扱っていない内容を連載すること。

- ③ぐんまちゃんを起用した群馬の魅力を伝えるページ

- ・ぐんまちゃんを活かした自由な提案

- ④湯けむり国スポ・全スポぐんま

- ・競技や選手に注目した自由な提案

- ⑤県民参加型の企画

- ・公募で選んだ県民が参加した自由な提案

- ⑥動画製作

- ・紙面では伝えきれない連動する動画を2本以上製作し、その動画・紙面の視聴を促すショート動画も1本以上製作する。より多くの人に閲覧してもらえるような魅力的な内容を検討すること。
 - ・各動画の年度内の再生回数は3000回を、ショート動画については10000回を目安とする。（3月発行号については公開期間に見合った再生回数とする。）

7 実施体制等

- ・記者、カメラマン等、製作する紙面・動画のクオリティを担保できる体制となるよう必要なスタッフを整え、適任者を配置すること。

（動画撮影時には現場監督、カメラ（動画）、撮影アシスタント、カメラ（スチール）などを配置すること。）

- ・業務従事者を明記した体制を示す書類を県に提示し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。なお、業務責任者を変更する場合は、予め県に連絡すること。

- ・一部を再委託する場合には、専任の担当者を置き、必要な業務管理を行うこと。

8 その他

- ・業務実施に当たっては群馬県との連携を密にし、必要な打ち合わせ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議の上決定する。
- ・委託により製作された成果物の著作権は、群馬県に帰属する。